

ポイント制度に関する細則

(総則)

第1条 この細則は、生活協同組合コープにいがた（以下当生協）の「ポイント制度」について定めたものです。

(対象者)

第2条 この制度の対象者は、ウィークリーコープ（法人等員外利用含む）を利用する組合員とします。

(ポイントの付与)

第3条 ポイントには、利用高に応じて付与する利用高ポイントと新規加入、各種企画への参加などに対して付与するポイントがあります。

2. 利用高ポイントは、対象となる商品・サービスの月度での利用高 500 円（消費税別）ごとに 1 ポイント付与します。
3. 利用高ポイントの対象となる商品・サービスは、インターネットサイト内で案内します。
4. 利用高ポイントは、月度請求確定後に付与します。請求確定後の「お届け明細書兼請求書」に「獲得ポイント」として記載します。
5. 各種企画への参加などに対して付与するポイントについては、その都度ご案内します。

(ポイントの使用)

第4条 ご使用可能ポイントは 1 ポイント 1 円で換算し、随時使用することができます。

2. 使用できるポイントはお届け明細書兼請求書に表示する「ご使用可能ポイント」を上限とします。
3. ポイントを使用する場合は、以下の a) ～d)の中から選択し、別途お知らせする注文番号を OCR 注文用紙に記入します。e フレンズ・電話注文によるお申し込みも可能です。尚、同時に複数選択してポイントが不足となった場合は a)～d)の順に優先して使用されます。
 - a) 商品案内に掲載したポイント商品の購入
 - b) 請求金額との相殺
 - c) 増資
 - d) 募金
4. なお、a) 商品案内に掲載したポイント商品の購入の申込みにおいて、ポイントが不足となる場合には、基本的に通常価格でのお届けとなりますが、ポイント交換専用商品については、注文がキャンセルとなります。
5. 法人等員外利用の場合は、出資金へのポイント増資は適応外とします。

(ポイントの有効期限)

第5条 付与ポイント有効期限は、年度末を基準として最短 2 年です。

2. 年度末に有効期限を迎えるポイントは、お届け明細書兼請求書に記載してお知らせします。
3. 有効期限が切れる前にポイントをご使用いただけるよう配布物などでご案内します。
4. 毎年 3 月 21 日から翌年 3 月 20 日の間に付与したポイントは、2 年後の 3 月 20 日までが有効期限となります。有効期限が過ぎたポイントは、事前にお知らせし出資金増資とします。

(ポイント利用制限)

第6条 付与されたポイントは、譲渡・共有・合算・貸与等する事はできないものとします。

(ポイントの取り消し)

第7条 当生協では、次の場合に、組合員が保有するポイントを取り消すことができるものとします。

2. コープデリ宅配の利用代金をお支払いいただけない場合
3. 組合員が、法令に違反し、その他当生協が定めた方法以外で不正にポイントを入手した場合
4. その他、当生協がポイントを取り消すことが適切であると判断した場合

(細則の変更案内)

第8条 この細則を変更する場合、生協はホームページ等で、変更する旨、変更内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に告知するものとします。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、当生協の専務理事が行います。

(付則)

この細則は2019年3月21日に制定し、同日より施行します。

2019年3月21日 制定

2020年1月18日 一部改定、同年3月21日施行